

第3次所沢市地域福祉計画

所沢市成年後見制度利用促進基本計画

SMILEプラン

令和3年度～令和8年度

令和3年3月
所沢市

はじめに

「むかしは全てが〇〇にあった・・・。」

〇〇に入る言葉を考えてみてください。「家族」であったり「地域」であるかもしれません。いやいや、「学校」とか「会社」という言葉を入れる方もおられるかもしれません。

そう、昔はこれら集団で何でもやりくりしていたものでした。保育の機能も教育の機能も福祉や厚生、防犯の機能もある意味備えていたのかもしれません。

しかし、それはまた、私たちにとってしがらみでもありました。自由ではなかったのです（そういうのを社会学者の宮台真司氏は「絆コスト」と名付けておられます）。



人間の進歩は、自由を求めて、実は専門化と外部委託化の流れだったと言えるのかもしれませんが。それはそれで必然だったのだと思います。でも、それだけでは、専門と制度の谷間に落ちてしまい、取り残される人々が出る。トータルな包み込む力と奥行きを社会が失い始めて久しい今、もう一度、包摂力と連携、連帯をもって、そこにどっしりしっかり安心して「居られる」世の中を作っていこう。そういう願いが「地域福祉計画」には込められているのだと考えます。

今回策定する第3次所沢市地域福祉計画では、誰もが安心して「居られる」世の中、すなわち「地域共生社会」の実現に向けて取り組みます。これからは、支援やサービスをする人・される人の境目も、狭間もない時代にしていかなければなりません。これまで支援をされる側だった方も、今度はする側に回っていただく。様々な立場の方がお互いを認め合い、活躍できる地域を、皆様とともにつくっていきたく考えています。

市としても地域福祉の推進に全力で取り組んでまいります。市民の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたって、ご尽力をいただきました所沢市地域福祉推進委員会及び所沢市成年後見制度推進検討委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や、関係団体の方々に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

所沢市長 藤本 正人

目次

●第3次所沢市地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画づくりのねらい	2
2 計画の基本的な考え方	3
3 策定の背景	6
4 計画の位置づけ・期間	9
第2章 所沢市の現状と課題	12
1 統計からみる所沢市の現状	12
2 地域福祉計画策定に関する市民意識調査	22
第3章 計画のめざす姿	30
1 基本理念	30
2 基本方針	31
第4章 施策の展開	32
重点施策A 地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化	34
重点施策B 包括的な相談支援体制の充実	36
重点施策C わかりやすい情報提供の充実	38
基本方針Ⅰ 地域福祉のコミュニティづくり（人づくり・地域づくり）	40
1 相互理解・共生の推進	40
2 地域活動の促進	42
3 地域で活躍する人材の育成	44
4 地域の居場所づくり、拠点の活用	46
基本方針Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり （福祉サービス利用環境の整備）	48
5 住民同士の見守り・支え合いの推進	48
6 地域福祉を進めるネットワークの強化	50
7 地域で活躍する団体への支援	52
基本方針Ⅲ 安心・安全に地域で生活できる環境づくり （セーフティネットの整備）	54
8 権利擁護の推進	54
9 生活困難者等への支援	56
10 災害時等の安心・安全の仕組みづくり	58
11 誰もが住み続けられる地域づくり	60
第5章 計画の推進	62
1 計画の推進にあたって	62
2 計画の実現に向けて	62
3 留意事項	63

●所沢市成年後見制度利用促進基本計画

第1章 計画策定にあたって	66
1 策定の背景	66
2 計画の位置づけ・期間	67
3 成年後見制度とは	68
第2章 成年後見制度を取り巻く状況	69
1 全国的な傾向	69
2 所沢市の現況	73
第3章 計画のめざす姿と施策の展開	78
1 基本理念	79
2 基本方針 誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり	79
施策目標1 成年後見制度の周知・啓発	80
コラム「成年後見制度は、どんな人が利用するの？」	82
コラム「法定後見制度はどんな制度？」	83
コラム「任意後見制度はどんな制度？」	83
施策目標2 利用しやすい環境整備と担い手の支援	84
コラム「様々な人が成年後見人になることができます」	86
コラム「日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」」	87
コラム「市長申立てと報酬助成」	87
施策目標3 地域連携ネットワークの整備	88
第4章 計画の推進	91
1 計画の推進にあたって	91
2 計画の実現に向けて	91
●資料編	
1 第2次所沢市地域福祉計画目標指標の進捗状況	94
2 第3次所沢市地域福祉計画及び所沢市成年後見制度利用促進基本計画の 策定経過	96
3 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿	97
4 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱及び委員名簿	99
5 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例及び委員名簿	101
6 事務局名簿	102



第3次所沢市地域福祉計画

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画づくりのねらい

本市では、平成 17 年度から 10 年間を期間とし、「豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち」を将来像とする第 1 次地域福祉計画、平成 27 年度からは 6 年間を期間とし、「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」を基本理念とする第 2 次地域福祉計画（以下「第 2 次計画」という。）に基づき、地域福祉の推進に取り組んできました。

第 2 次計画期間中においては、平成 29 年 1 月に地域福祉の拠点施設として、こどもと福祉の未来館を開館したほか、所沢市社会福祉協議会¹（以下「社会福祉協議会」という。）では、平成 28 年度より市内全地区にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）²を配置し、地域住民や団体等と連携し、地域の福祉課題の解決に向けた様々な取り組みを展開してきました。

国では、平成 28 年に地域共生社会の実現をめざして「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成 30 年の社会福祉法改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を市町村地域福祉計画に定め、各福祉分野における上位計画として位置づけることとするなど、市町村地域福祉計画に基づく地域福祉の推進が一層要請されています。

こうした中、少子高齢化の進行、世帯構成や生活スタイルの多様化、地域住民同士のつながりの希薄化などに加え、8050 問題³などの複合的な課題を抱えている世帯の問題や、ごみ屋敷、ひきこもりや社会的孤立等、既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など、新たな課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況はますます多様化、複雑化しています。

これら地域を取り巻く課題の解決に向けては、行政、市民、団体、民間事業者、社会福祉法人、社会福祉協議会等が一体となって取り組むことが重要です。そして、様々な取り組みを通じて市民一人ひとりが支え合いの心を育むとともに、自分らしく暮らせるまちづくりを進めていくため、第 3 次所沢市地域福祉計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1 p.10 参照

2 地域において、個別の相談支援を行いながら、制度の狭間の問題や複数の福祉課題を抱えるケースなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の発見や解決に向けて、地域住民と協働して取り組む専門職。

3 80 歳代の親が 50 歳代の無職やひきこもり状態の子どもと同居し、経済的な困窮や社会的な孤立に至ることを表している言葉。

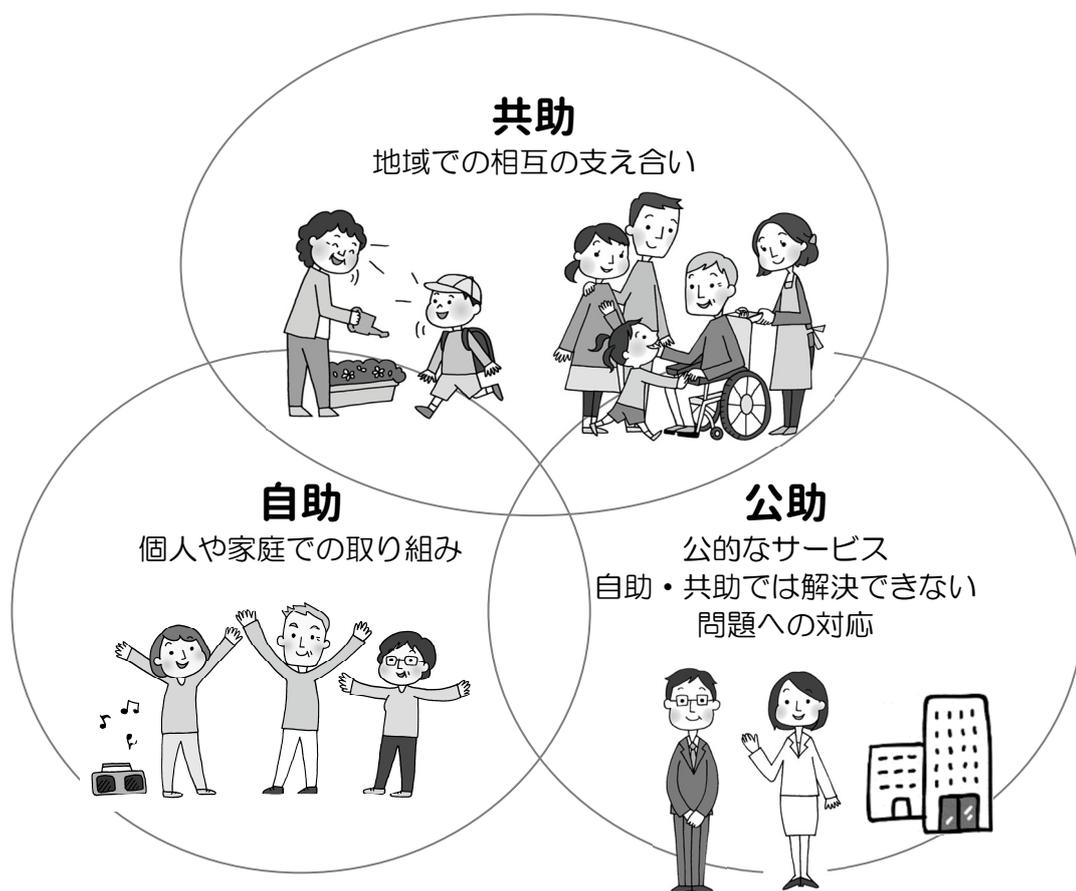
2 計画の基本的な考え方

(1) 地域福祉とは

地域福祉とはそれぞれの地域でみんなが安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者などがお互いに協力して、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

例えば、隣近所の人にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなども、地域福祉の活動といえます。

地域福祉の推進には、自助・共助・公助が互いに補い合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。



(2) 関係者の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域にいる全ての関係者が、それぞれの強みを活かし、弱みを補完し合って、地域福祉のコミュニティづくりに取り組むことが求められます。本計画では、関係者に期待される役割を次のように考えます。

●市民

自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどの地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、社会貢献活動に取り組むことが期待されます。また、一人ひとりの学びが地域福祉の取り組みや地域生活課題の把握につながっていくことが期待されます。

●自治会・町内会などの地縁型コミュニティ

地域の見守り・支え合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、取り組みを充実させていくことが期待されます。

●ボランティア団体、NPO 法人などの市民活動団体

地域福祉活動の実践や地域生活課題の解決に向けた柔軟な対応を通じ、地域の見守り・支え合いの活動主体（担い手）となるとともに、市民に対し、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

●民生委員・児童委員⁴

市民の立場に立った福祉的視点からの相談援助を行うとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域生活課題の発見を行うこと、また、市や社会福祉協議会との情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

●民間事業者

商店（街）や市内企業などが持つ多様な資源を活かし、様々な主体との連携を通じた社会貢献活動等に取り組むことが期待されます。

●社会福祉法人

自主的にサービスの質の向上と、多様なサービスの提供を図るとともに、専門性を活かし、積極的に地域福祉の拠点としての役割を発揮し、地域福祉のネットワークに関わることが期待されます。

●所沢市社会福祉協議会

行政とは異なる民間組織として、市民と行政や活動団体、専門職などとの間をつなぐ役割を担います。また、地域担当者を置いて、市民から見える体制づくりを進め、様々な機関や地域における社会資源との連携によって、地域福祉活動を推進することが期待されます。

●所沢市

公的な福祉サービスを適切に運営し、専門性を必要とする困難事例への対応を担います。また、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などの福祉分野をはじめ、保健・医療、商工・観光、農業、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等、様々な分野の連携のもと、地域で必要な情報の提供、相談体制やサービス供給体制の充実を図ります。

⁴ 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスのつなぎ役として、社会福祉の増進に努める人。

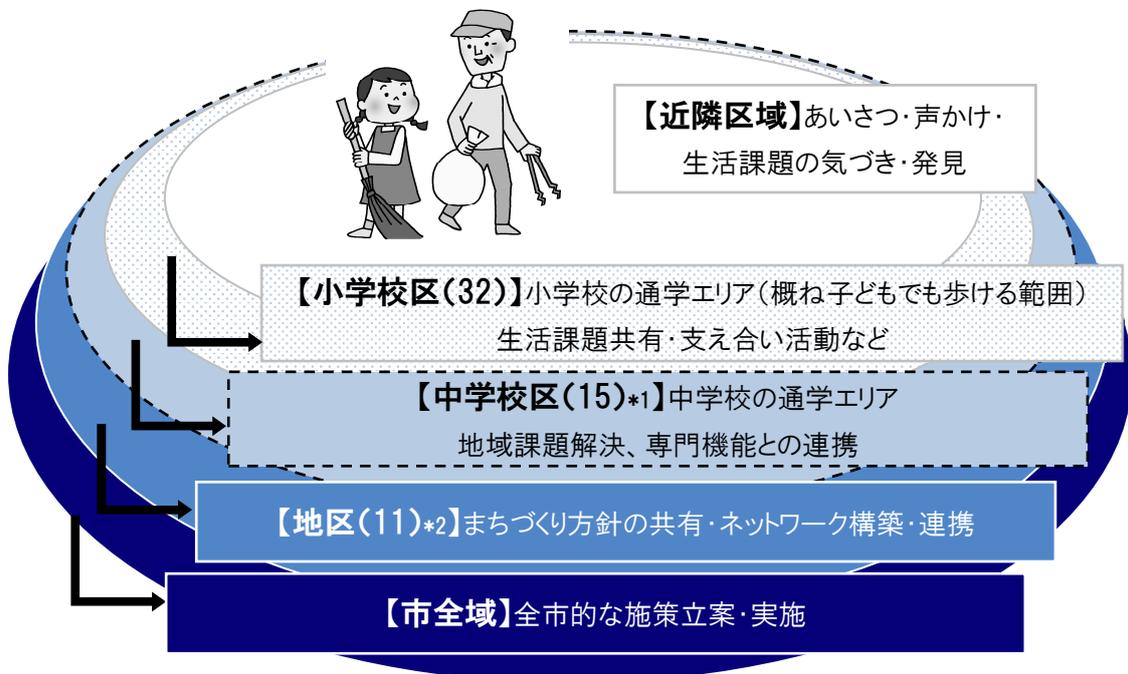
(3) 圏域の考え方

地域活動は、自治会・町内会などを中心とした近隣区域での最も身近な活動から、市全域にわたる取り組みまで様々です。地域生活課題を把握して、市民が主体的に関わるためには、地域の特性や取り組む内容に応じて、圏域内や圏域間での連携やネットワークを活用し、重層的に取り組むことが必要になります。

●圏域ごとに想定される取り組みの方向

- 近隣区域**：身近な生活課題を発見するために、お互いに顔の見える環境づくり
- 小学校区**：地域の生活課題を共有し、解決につなげるための支え合い活動
- 中学校区**：小学校区では解決困難な地域課題に対する、高齢者支援、障害者支援、子ども・子育て支援などに係る相談拠点（専門機能）との連携
- 地区**：市の地域における基本的な圏域で、それぞれのまちづくりの方針の共有及び圏域内でのネットワークの構築及び連携
- 市全域**：各圏域での地域課題解決の取り組みをより広い範囲で共有を図り、各圏域では解決困難な課題への施策立案及び実施

●圏域の範囲と取り組み内容のイメージ



*1 民生委員・児童委員協議会及び地域包括支援センター⁵の区割り（14 圏域）など、身近な相談・専門機能が配置される圏域とは必ずしも一致しないため、点線の表示としました。

*2 市内 11 地区に設置しているまちづくりセンター⁶の所管区域

⁵ 保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関。

⁶ 地域のつながりを形成しながら地域課題の解決に取り組むとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与するため、市内 11 地区に設置している。

3 策定の背景

(1) 第2次計画の振り返り

第2次計画の基本理念「互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち」の実現に向けて、本市では下記のとおり取り組みました。

●基本方針Ⅰ 地域福祉のコミュニティづくり

「人づくり・地域づくり」のための取り組みとして、相互理解・共生の推進、地域における情報発信、地域で活躍する人材の育成等を進めてきました。

特に、ところざわほっとメール⁷の登録数、ふくし掲示板⁸の設置については、ともに目標値を達成したほか、ボランティアコーディネーター⁹や地域福祉サポーター¹⁰の育成数などは、計画期間を通じて毎年度実績を伸ばすなど、情報発信や人材育成について、一定程度効果を上げることができたものと考えられます。

●基本方針Ⅱ 身近な地域に広がるネットワークづくり

「福祉サービス利用環境の整備」のための取り組みとして、地域福祉の拠点整備、総合的な相談体制の構築、支え合いの仕組みづくり等を進めてきました。

このうち、兼ねてより整備を進めていたこどもと福祉の未来館が平成29年1月に開館し、市（地域福祉センター）及び社会福祉協議会が連携して地域福祉推進のための取り組みを行っているほか、各団体の活動拠点や世代間交流の場として活用されています。

また、相談体制の構築については、地域包括支援センター¹¹や基幹相談支援センター等における専門的な相談支援に加え、こどもと福祉の未来館に設置された福祉の相談窓口¹²において、障害や生活困窮を中心としたワンストップ型の相談支援を開始し、本市の包括的な相談支援体制の構築を進めました。

●基本方針Ⅲ 安心・安全に地域で生活できる環境づくり

「セーフティネットの整備」のための取り組みとして、権利擁護の推進、災害時の安心・安全の仕組みづくり等を進めてきました。

権利擁護については、人権教育の推進や成年後見制度の普及啓発に取り組みました。成年後見制度については、関係所属や関係機関等との連携により申立て支援等の仕組みづくりを進めましたが、一方で、成年後見人の新たな担い手として養成を進めている市民後見人¹³については、法人後見支援員¹⁴としての実績づくりに留まり、選任に向けた課題が残っています。

災害時の支援体制については、災害時応援協定¹⁵の締結による福祉避難所¹⁶の整備等、着実な環境づくりに努めました。

7 いざというときにすぐ知りたい防災・防犯情報をはじめ、イベント情報や人材募集に関する情報、防災行政無線の放送内容などを、利用登録者の携帯電話やスマートフォン、パソコンに本市が発信してお知らせするメール配信サービス。

8 社会福祉協議会で設置を進めている、福祉情報専用の簡易型の掲示板。住民、自治会、民間事業者等の協力を得て住宅のフェンス等に設置し、地域の人が身近な所で福祉情報を得られるようにしている。

9 社会福祉協議会が講座等を通じて養成する、ボランティア活動をしたい人とボランティアをお願いしたい・依頼したい人を結びつける（マッチング）役割を担う人。

10 社会福祉協議会が講座等を通じて養成する、身近な地域で起きている問題などに気づき、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）などへつなぐ人。

11 p.5 参照

12 福祉に関するさまざまな相談に対して、一元的な対応やコーディネートを行う窓口。

13 社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた市民の中から、家庭裁判所より選任される成年後見人。

14 法人後見専門員（社会福祉協議会の成年後見制度担当者）から指示を受け、被後見人等に対して支援をする人。

●重点施策 A 地域福祉活動の担い手となる人材の活動促進

意欲・関心のある人材の活動促進として、本市では生涯学習推進センターの生涯学習ボランティア人材バンク事業¹⁷を PR し、登録者数・紹介件数の増加に努めました。また、市民活動支援センター¹⁸では、地域デビューに向けた講座や、活動団体とのマッチングを目的とした交流会などを開催しました。そのほか、市民大学¹⁹や高齢者大学、各種講座等を通じて地域福祉の担い手の創出に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会では、関係者と連携しながら地域福祉課題の解決をめざす人材として期待される地域福祉サポーターの養成に取り組んでおり、計画の当初 30 人であった養成者数は令和元年度実績で 225 人と養成が進みました。地域福祉サポーターとして養成された方は、各地域で地域サロン²⁰の立ち上げ・運営などに携わっているほか、定期的にフォローアップを受けながら活動しています。

●重点施策 B 地域福祉の拠点を通じた福祉情報の提供

こどもと福祉の未来館を情報収集・発信の拠点としても位置づけ、社会福祉協議会と連携しながら福祉サービス、地域活動や活動団体等、各種福祉情報の発信に努めました。

また、それぞれの地域における身近な拠点として、地域で活動する団体を中心に、地域サロンなどの立ち上げが進みました。今後は、これらのより身近な拠点からの情報発信や、拠点の利用促進などにも取り組みます。

●重点施策 C 地域福祉課題の解決に向けた推進体制の構築

地域の福祉課題を早期に発見し、解決に向けて地域で活動する様々な主体間の連携を図るコミュニティソーシャルワーカー（CSW）²¹が、社会福祉協議会により市内全 11 地区に配置されました。認知度はいまだ低い水準にありますが、それぞれの地域の状況に応じて、地域住民、民生委員・児童委員²²、地域包括支援センター²³、地域づくり協議会²⁴等と協力・連携を図りながら課題解決へ取り組んでいます。

また、地域福祉計画の素案検討のほか、地域福祉に関連する情報を共有し、各関連分野における取り組みの効果的な運用を図るため、所沢市庁内地域福祉推進連絡会議を設置しました。

15 災害発生時における各種応急復旧活動や応急物資の提供等、人的、物的支援について自治体と民間事業者や関係機関、または自治体間で締結される協定。

16 災害時に指定避難所に避難した高齢者や障害者などが指定避難所では十分な支援が受けられないと判断される場合に、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設などに開設し、被災者の救援、救護活動を実施する場所。

17 持っている知識や技術を地域の皆さんに役立てたい方と、知識や技術を求めている方の出会いのきっかけを作る制度。

18 平成 23 年 10 月に開設した、市民活動（市民が自主的かつ自発的に行う公益的な場）を支援し、促進するための拠点施設。

19 市民の誰もが参加でき、市民と行政が協働で企画・運営する学習の場。現代的課題をテーマに学びを深め、地域の仲間づくりを進めて、各人の自立した地域参加を応援していく講座。

20 地域の高齢者や子育てママ等が身近な所で気軽に集まり、出会い、交流し、仲間づくりを行う「場」。

21 p.2 参照

22 p.4 参照

23 p.5 参照

24 団体等で構成され、地区の全域において地域づくりを行うことを目的として組織された自治組織。

(2) 近年の動向

地域福祉計画は、平成 12 年の社会福祉法により法制化され、高齢者、障害者、児童などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その趣旨や性格から住民参加のもとに策定されるものとして、各自治体で策定が進められています。

本市では、平成 17 年に第 1 次計画を策定以降、地域社会や法制度等の変遷を踏まえ、策定や進捗状況の確認を行っているところです。

他方、地域では、少子高齢化の進行、世帯構成や生活スタイルの多様化、地域住民同士のつながりの希薄化などに加え、単身高齢者の増加、ごみ屋敷、ひきこもりや社会的孤立など、様々な分野の課題が絡み合って多様化、複雑化しています。

国では、こうした人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして地域共生社会の実現をめざしています。この地域共生社会は、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」とされています（平成 29 年、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

平成 30 年 4 月には地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました（第 107 条）。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（第 107 条第 1 項第 1 号）や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」（第 106 条の 3 第 1 項各号）が、計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

更に令和元年には、国の地域共生社会推進検討会の「最終とりまとめ」において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援による新たな事業の創設が提言されました。この提言を踏まえた新事業として、「重層的支援体制整備事業」（p.37 参照）を創設することを含む社会福祉法の改正が令和 3 年 4 月に予定されています。

4 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の法的位置づけ

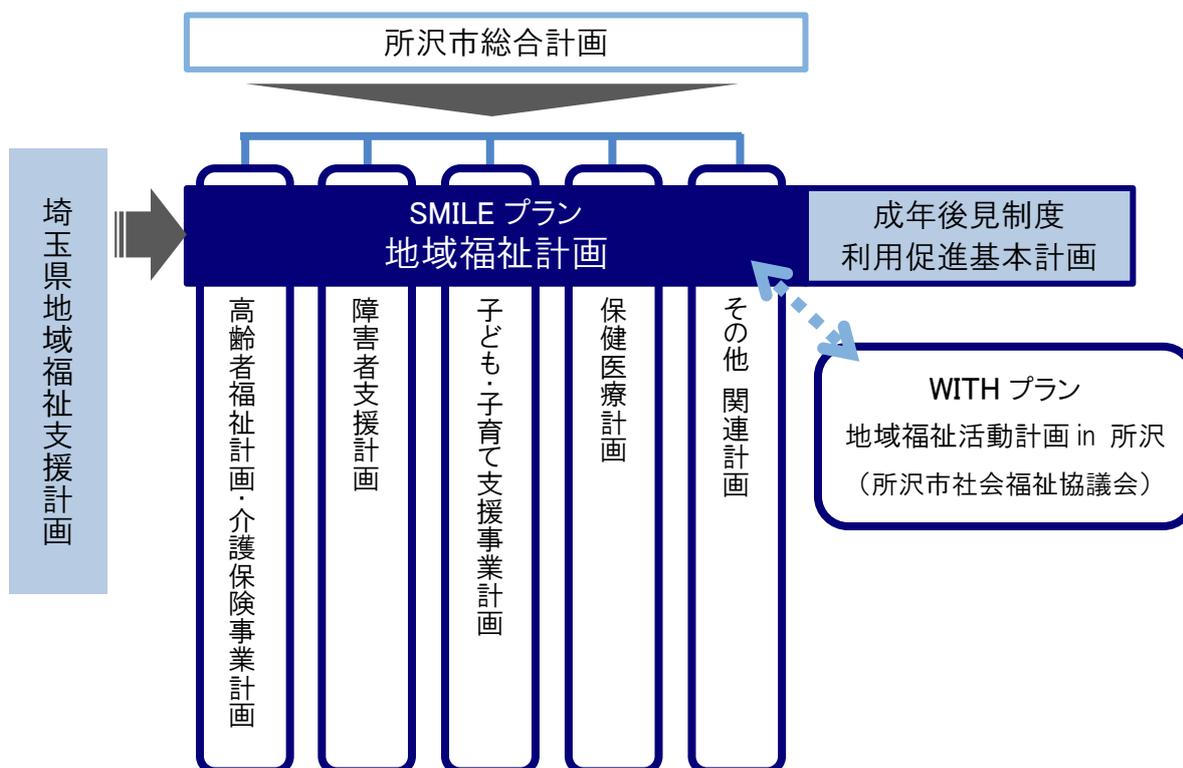
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定される成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を包含するものです。

成年後見制度については、第 2 次所沢市地域福祉計画の基本施策「権利擁護の推進」に位置づけていましたが、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を受け、所沢市成年後見制度利用促進基本計画として独立させることとしました。一方で、個人の意思の尊重や自立、安心・安全な地域生活の実現等、地域共生社会の実現につながる仕組みづくりでもあることから、第 3 次所沢市地域福祉計画と連携し、同一の理念のもと、一体的に策定するものです。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立支援方を盛り込んだ計画としても位置づけています。

(2) 関連計画

所沢市総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種福祉関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者支援計画、子ども・子育て支援事業計画、保健医療計画等）を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら、福祉施策を推進する役割を担っています。



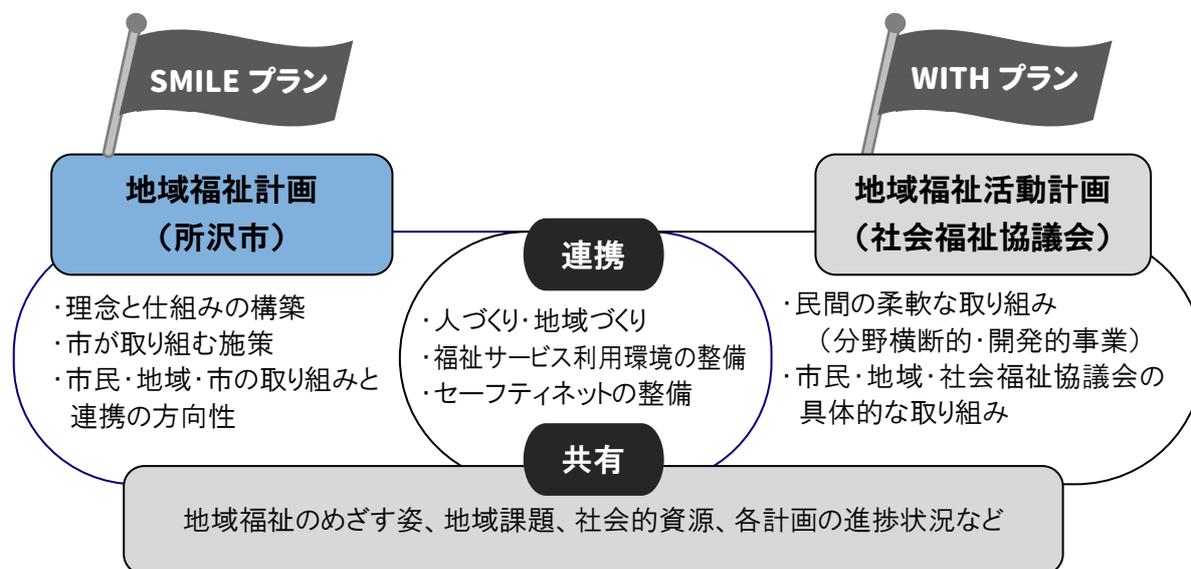
(3) 地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、市民とともに、誰もが安心して暮らせる支え合いの福祉のまちづくりを進めることを使命とする、営利を目的としない民間組織です。

地域福祉活動計画は、この社会福祉協議会が呼び掛けて、地域住民や多様な機関・団体などが協力して策定する、地域福祉を推進するための民間計画で、所沢市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画 in 所沢」を策定しています。この計画では、支え合いのまちづくりを、市民が主体となり一緒につくっていくという意味を込め、「WITH プラン」の名称をつけています。この「WITH」（「一緒に」「ともに」）は、4つの英単語（Well-being：健やかに、Independent：自分らしく、Together：支え合う、Heart：心やさしい）の頭文字から構成されています。

社会福祉協議会の「第5次地域福祉活動計画 in 所沢」（WITH プラン）と、本市が策定する「第3次所沢市地域福祉計画」（SMILE プラン、愛称については p.30 参照）は、ともに市民参加を通じて本市の地域福祉の推進を図るという共通の目的を持ち、互いに連携し合う関係にあります。

■本計画と地域福祉活動計画との関係



“WITH SMILE”で
(笑顔で)
地域福祉を推進します



詳細は p.30 をご覧ください

(4) 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

計画/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第6次所沢市総合計画 前期基本計画 (令和元年度～令和6年度)				後期基本計画 (令和7年度～令和10年度)	
地域福祉計画 成年後見制度利用 促進基本計画	第3次所沢市地域福祉計画 所沢市成年後見制度利用促進基本計画 (令和3年度～令和8年度)					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第8期所沢市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度)			第9期		
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	第5次所沢市障害者支援計画 (令和3年度～令和5年度)			第6次		
子ども・子育て支援 事業計画	第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)				第3期	
保健医療計画	第2次所沢市保健医療計画 (令和2年度～令和7年度)					第3次
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第5次地域福祉活動計画 in 所沢 (令和3年度～令和8年度)					

《参考》所沢市地域福祉計画の期間

第1次計画：平成17年度～平成26年度（10年間）

第2次計画：平成27年度～平成32（令和2）年度（6年間）